会　員　資　格　規　定

会員資格規定

第１章　目　　的

第1条　この規定は、本会議所会員の資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を規定する。

第２章　入　　会

第２条　入会を希望する者は、正会員２名の推薦を受け所定の仮入会申込み書を理事会に提出しなければならない。

第３条　前条の推薦者の資格は、次の通りとする。

（１）入会後１年以上経過し会費を完納している者。

（２）被推薦者に対して１ヶ年間の義務履行の連帯保証を出来る者。

第４条　理事長は、入会資格審査を担当委員会へ委託する。

第５条　担当委員会は、入会希望者に面接するとともに次の入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

（１）定款第７条の規定を満たすこと。

（２）本会議所活動に参加する意思と能力を有すること。

（３）会費納入の意思と能力を有すること。

第６条　理事会は答申に基づき審査し、投票により２分の１以上の賛成をもって仮入会を認める。尚、仮入会期間は１ヶ月とする。

第７条　仮入会を承認されたものは、次の義務を有する。

（１）執行部会へ出席、面接。

（２）例会（総会を含む）出席。

（３）１委員会以上（理事会、室も含む）の委員会出席。

第８条　仮入会者は仮入会期間満了後、正会員２名の保証を受け所定の入会申込み書を提出しなければならない。

第９条　保証人は新入会員に対して１年間の保証義務を負う。

第１０条　理事会は仮入会期間満了後、審査し、無記名投票により４分の３以上の賛成をもって入会を認める。

第１１条　入会を承認された者は、１ヶ月以内に入会金及び会費を納入しなければならない。

第１２条　会費は、入会承認されたその月以降の会費を納入するものとする。尚、月会費は、年会費を１２等分したものとする。

第３章　会費の納入

第１３条　定款第１３条に定める会費は次のとおりとする。

入会金	正会員　金	１０,０００円
	特別会員金	0円
	名誉会員金	0円
	賛助会員金	0円
会　費	正会員　金	１２０,０００円
	特別会員金	１２,０００円

名誉会員金　　０円
賛助会員金　１０,０００円以上

第１４条　正会員の会費は、２月末までに一括納入又は、１月より１０月まで１０，０００円づつの分納とする。
但し、分納の場合は口座振替とする。

２．上記以外の方法による支払いを希望する会員は、理由と支払い方法を文書にして提出し、理事会の承認を得なければならない。

第４章　会員の失格

第１５条　定款第１６条に定める行為があった時は、担当委員会が実状を調査して理事会に報告する。

第１６条　年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する専務理事が勧告を行い、理事会に報告しなければならない。

第１７条　例会に対して欠席が連続３回に及んだ会員の所属委員長は、会員に対して勧告を行い、勧告後１ヶ月以内に適切なる善処の意志表示及び行為のない場合は、理事会に報告する。報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会せしむ。

第５章　休　　会

第１８条　やむを得ない理由により３ヶ月以上出席できない正会員は、理事会の承認を得て１ヶ年以内休会することができる。ただし、休会中の会費は月額２,000 円とする。

２．休会中の会員は、休会満了の１ヶ月前に復帰届を提出しなければならない。

第６章　特別会員

第１９条　定款第８条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、特別会員となることができる。

第２０条　特別会員は、本会議所の例会その他の会合にオブザーバーとして参加出来る。
但し、一切の表決権を有しない。

第７章　賛助会員

第２１条　本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は、理事会の決定により賛助会員として入会することが出来る。

第２２条　賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第２３条　賛助会員は、本会議所の例会その他の会合にオブザーバーとして参加出来る。
但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

第８条　退　　会

第２４条　やむを得ない理由により退会を希望する正会員は、所定の用紙に記入のうえ、理事長に退会届を提出しなければならない。

２．理事長は「正当な理由」と認める場合には退会を承認すると共に、理事会に報告しなければならない。

３．退会者の会費は、定款第１７条で定める場合のほか、退会承認された月分までを

納入しなければならない。

４．正会員以外の退会は、退会届が提出された時点をもって、退会したものとみなす。

５．前項の場合は３項を準用する。

細　則

第２５条　本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附　則

本規定は、昭和５９年９月９日総会承認時より施行する。

改　訂：平成９年１月１９日